

岩手県告示第534号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限	
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所		
岩手県第 125号	炭酸カルシ ウム肥料	炭酸カルシ ウム肥料	アルカリ分	53.0 %	肥料の品質の確保等 に関する法律第3条 第1項に規定する公 定規格のとおり	株式会社東北 鉄興社	岩手県一関市 東山町松川字 滝の沢198番地	令和9年 3月29日